

博物館外部システム論

Museum External System Theory

犬塚康博

INUZUKA Yasuhiro

要旨 「博物館外部システム論」とは、博物館の配置に関する理論のことを言う。1928年8月、博物館事業促進会が文部大臣にあてた「本邦ニ建設スヘキ博物館ノ種類及配置案」を嚆矢とする。この原案は、博物館事業促進会常務理事の棚橋源太郎が作成したとみなすことができ、棚橋自身も自著で説き続けた。これにより博物館外部システム論は、1940年代以前は博物館理論の中心にあったが、戦後の博物館法がこれを採用しなかったため1950年代以降は閑却された。ところが、2008年の大阪府の博物館見直し問題において注意されることになる。外部システムを放棄した戦後日本の博物館理論は、博物館の内部システムに向かい、内向性においてはじめて発展しえた。それを外部から揺るがしたのが、大阪府の博物館見直しであり、道州制への圧力が博物館外部システム論を復興させた。戦後に未発の博物館外部システム論は、わが国博物館の21世紀に最初の重要な実習課題である。

はじめに

博物館の理論と実践は、歴史・社会的所産である。歴史、社会の求めるところに依じてあらわれ、消える。人知れず、旧の理論、実践が、変奏され再演されていることもある。本稿は、1940年代以前には博物館の理論の中心にあり、1950年代以降は閑却され、期せずして2008年の大阪府の博物館見直し問題で注意されることになった「博物館外部システム論」を検討するものである¹⁾。

博物館外部システム論とは、博物館の配置に関する理論のことを言い、1928年8月、博物館事業促進会が文部大臣にあてた「本邦ニ建設スヘキ博物館ノ種類及配置案²⁾」(以下、「配置案」と称する)を嚆矢とする。

博物館事業促進会は、同年3月30日に発起人会を開催し、会の規則と会長を定めた。そして10日後、4月9日の理事会で、初年度の事業計画を決定する。事業計画は、「調査」と「宣伝」の2項から成り立ち、前者を「一、博物館令に関する件／二、本邦に建設すべき博物館の種類規模及其配置に関する案／三、既設の陳列館、展覧所等を拡張充実して博物館に改造する案³⁾」、後者を「機関誌の発行」「単行本の出版」「講演会、講習会の開催⁴⁾」とした。このうち、「調査」の「二、本邦に建設すべき博物館の種類規模及其配置に関する案」の成果が、「配置案」である。

6月21日の第1回調査委員会は、「博物館令に関する件」と「本邦に施設すべき博物館の種類及配置案⁵⁾」を討議した。事前配布の「配置案」原案は、委員会での意見を踏まえて修正され、再度の検討となる。7月23日の調査委員会で、「配置案」原案はさらなる修正意見を反映し、字句修正ののちに承認を得、これを文部大臣への建議とすることと主文を起草すること等があわせて決定された。翌24日、主文と「配置案」原案は、会長への報告、理事会での回議、字句修正を経て、8月9日、文部大臣への建議とあいなる。

このように「配置案」は、博物館事業促進会設立後、即座に調査項目の一つに掲げられ、以後3ヶ月に満たないあいだに原案がなり、検討が重ねられて、その2ヶ月弱のちには建議にいたるといふ、慎重ながら矢継ぎ早の展開をした。わが国はじめての、「博物館」を冠する団体による、最初の対政府—文部省の博物館運動でもあった。

1. 「本邦ニ建設スヘキ博物館ノ種類及配置案」

「配置案」の概要

「配置案」は、次のような内容であった（表1参照）。まず、中央博物館と地方博物館とに大別する。中央博物館は国営とし、科学博物館（博物、理化、産業）を東京と大阪に、美術博物館（美術、工芸）を東京、京都、奈良、京城に、歴史博物館（歴史、考古学）を東京、京都に配置するとした。地方博物館は、道府県、都市、その他の三つのカテゴリに整理でき、道府県は公費による普通博物館（科学、美術、歴史）を最低1館設ける。官公

表1 「本邦ニ建設スヘキ博物館ノ種類及配置案」の博物館外部システム

種 類	配 置
中央博物館〔国〕	
科学博物館（博物、理化及産業）	東京及大阪
(分館化モデル) <ul style="list-style-type: none"> → 博物学博物館（動、植、鉱、地質、人類学、土俗学及衛生等） → 産業博物館（理化、天文、数学、運輸交通及各種製造工業） <ul style="list-style-type: none"> → 農業博物館（農事、蚕業、畜産、水産、林業等） → 商業博物館 → 拓殖博物館 → 運輸交通博物館等 	
美術博物館（美術及工芸）	東京、京都、奈良及京城
(分館化モデル) <ul style="list-style-type: none"> → 美術ノ博物館（絵画、彫刻、建築） → 工芸ノ博物館 	
歴史博物館（歴史及考古学）	東京及京都
(分館化モデル) <ul style="list-style-type: none"> → 軍事博物館 	
地方博物館	
科学、美術及歴史ノ資料ヲ包括セル普通博物館〔少クモ一箇〕	各道府県〔公費〕
総合的ノ普通博物館〔一箇〕	官公立博物館ヲ有セサル人口三万以上ノ都市〔市費／道府県費ヲ以テ幾分之レヲ補助スル〕
専門博物館 <ul style="list-style-type: none"> 科学産業ノ博物館〔独立ノ一館〕 美術歴史ノ博物館〔独立ノ一館〕 	名古屋、京都、神戸及京城ノ如キ人口三十万以上ヲ有スル都市
其ノ都市ノ發達並現状ヲ示ス為メノ特殊博物館〔独立ノ一館／又ハ他ノ博物館ノ一部門〕	国立博物館ノ設置セラル、如キ大都市〔当該都市〕
衛生博物館、公共学校博物館、児童博物館等ノ如キ特殊ノ目的ヲ有スル補充的博物館	大都市〔各都市〕
之レニ關聯セル参考資料ヲ保管陳列セル特殊ノ博物館	都鄙ヲ論セス特ニ著名ナル社寺、史蹟、名勝等ノ存在セル場所〔国及地方団体、社寺、学会其ノ他ノ団体又ハ私人〕

（「博物館施設に関する建議」『博物館研究』第1巻第4号、博物館事業促進会、1928年、1-2頁に基づき作成。）

立博物館をもたない人口3万人以上の都市は、市費と道府県費からの補助とによる普通博物館1館を設け、名古屋、京都、神戸、京城のような人口30万人以上の都市は、普通博物館ではなく、科学、産業の専門博物館1館、美術、歴史の専門博物館1館であるべきとする。国立博物館を設置するような大都市では、その都市の歴史と現状をあつかう特殊博物館を、独立の1館または他の博物館の一部門として設ける必要を言い、大都市一般では衛生博物館、公共学校博物館、児童博物館等のような特殊の目的をもつ補充的博物館をも求める。いずれも、当該都市が経営する。

これらは都市の博物館だが、ほかに、都鄙を問わず著名な社寺、史蹟、名勝等の地に、それと関連する特殊博物館設置の要を言う。その経営主体は、国、地方団体、社寺、学会、その他の団体、私人として、特定されない。

「配置案」の構造

「配置案」は、複数の構造から成り立っている。まず、中央と地方の構造である。そしてもう一つが、専門、特殊、補助、普通という博物館の種類構造だが、基本的には専門と普通の2項であり、特殊、補助は専門に括られる。二つの構造を交差させて中央博物館の専門博物館群があり、中央—東京のそれを合理化したのが道府県の普通博物館である。これをさらに合理化して、官公立博物館を設置しない人口3万人以上の都市の普通博物館が位置づく。市費に加えて道府県費の補助が規定されるのは、これゆえのことであろう。人口30万人以上の都市の専門博物館も東京の縮小版と言え、国立博物館を設置するような大都市の特殊博物館や大都市一般の補充的博物館は、こうした東京—専門博物館の補完と考えることができる。

「配置案」は、中央博物館の任務について、「中央機関トシテ地方ニ対シ蒐集品ノ貸出其ノ他ノ便宜ヲ計ルコト⁶⁾」とする。「便宜ヲ計ル」の語で表現されているのは、中央の地方に対する指導の意と解してよい。道府県の博物館も、「管内ノ小博物館ニ対シ、常ニ種々ノ便宜ヲ与フルコト⁷⁾」として、地方に中央—地方の構造が内面化され、同様に指導が定義される。そして、中央における専門博物館の分館化モデルにあるように、普通博物館に対し、専門博物館が進化した位置にある。

このように、「配置案」の二つの構造は、中央優位と専門優位の質を備えた、総じて中央集権の構想であった。

2. 博物館外部システム論の変遷

博物館外部システム論と棚橋源太郎

「配置案」の原案は、棚橋源太郎が作成したとみなせる。棚橋は、博物館事業促進会設立の中心人物で、設立後は常務理事として実務を担い、調査委員会の委員のひとりでもあった。加えて、博物館に関する棚橋の著作に「配置案」が引用され、さらに「配置案」に類似する所論、すなわち博物館外部システム論が継続してゆくことも、この想定の直接的な根拠となっている。この章では、棚橋の著作のなかの博物館外部システム論を眺めてゆくが、直接に棚橋の筆名がなくとも、彼の著作であることが別の文献⁸⁾で明示されている『郷土博物館建設に関する調査⁹⁾』『再建日本の博物館対策¹⁰⁾』『地方博物館建設の指針¹¹⁾』『観

光外客と博物館並に同種施設の整備充実¹²⁾』『博物館動植物園法¹³⁾』と、「配置案」のように棚橋が関与していると思われるものもあわせて見てゆきたい。

まず、1930年に刊行された棚橋源太郎の『眼に訴へる教育機関¹⁴⁾』が、「配置案」の全文を引用した。「配置案」は政策的所論であったため、博物館の種類と配置が当初から混合されていたが、理論書である本書では、博物館の種類への言及が独立して精緻におこなわれている。「博物館はその内容に依つて、之れを普通博物館 (General museum) と専門博物館 (Special museum) との二種類に大別することが出来」「専門博物館は大体これを歴史科学及美術の博物館の三つに分けて見ることが出来る¹⁵⁾』と、棚橋は分類する。これが基本である。そして、「関係区域に依る博物館の種類」に「中央博物館・地方博物館・大学博物館・学校博物館¹⁶⁾」を掲げる。この二つが「配置案」の根拠である。

博物館の配置については、「更に之れを一国博物館施設の全般から見て、其の種類に応じ適当に、之れを全国に配置することが極めて重要な問題である¹⁷⁾』と指摘して、外国例を列挙したのち中央博物館配置の複数性を言うだけで、そのほかは「配置案」にゆだねた。棚橋にとって「配置案」は完成度の高いものであったようだ。

次に1932年の棚橋源太郎の『郷土博物館¹⁸⁾』は、当時流行の郷土教育運動に応じた博物館論を展開した。序で「郷土博物館は主として地方に設置される¹⁹⁾』と書き、前の書で「普通博物館には、蒐集品の範囲を郷土に限つた所謂郷土博物館、観覧者を児童のみに限つた児童博物館の如きものもある²⁰⁾』としていたことをあわせれば、同書の博物館外部システム論は、普通博物館かつ地方博物館に関するものとなる (表2参照)。

「配置案」が中央優位と専門優位のもとの中央集権であったのに対し、「郷土博物館本来の性質から見ても、市町村はその設置区域として最も意義があり、当を得たものであらねばならぬ²¹⁾」、また「郷土博物館は原則としては、各町村にそれぞれ設置さるべきである²²⁾』として、地方行政の基礎単位から立論する。しかし、先の中央集権を否定するものではない。『眼に訴へる教育機関』を「箇々の問題に就いて、詳細を尽すことの出来なかつたことを常に遺憾とし、早晚その不備を補ひたいと思つてゐた²³⁾』とし、これを補完するのが同書だったからである。設置場所の人口規模と対象地域の広狭を考慮して、町村博物館、地方博物館、都市博物館の3段階で定義されている。これの10年後の『郷土博物館建設に関する調査』も、同じ構造で郷土博物館のシステムを定義する (表3参照)。

表2 棚橋源太郎『郷土博物館』の博物館外部システム

種類	配置
町村博物館	(原則) 各町村 / (現実) 資力に富んだ有力な町村 / (代用) 小学校の郷土資料室
地方博物館	(設置の地域) 府県以下の適当な地域 / 人口二三十万以下の小都市
都市博物館	少くとも人口五六十万以上を有し、その都市の為に、郷土博物館を特設し得る場合のもの (棚橋源太郎『郷土博物館』、刀江書院、1932年、155-223頁に基づき作成。)

表3 日本博物館協会編『郷土博物館建設に関する調査』の博物館外部システム

種類	配置
小都市郷土博物館	町村 / 人口一万程度の小都市
中都市郷土博物館	道庁、県庁所在地等の如き人口数万以上の中都市 / 原則として県立、道庁立の地方博物館 / 市の郷土博物館は独立の一館としないで地方博物館の一部を充てる
大都市郷土博物館	独立の一館として特設

(日本博物館協会編『郷土博物館建設に関する調査』、日本博物館協会、1942年、3-4頁に基づき作成。)

博物館外部システム論と博物館法

以上が1945年以前の所論である。戦後最初の博物館外部システム論は、1945年11月に刊行された『再建日本の博物館対策』において示された。同書は、「今や敗戦の原因に

表4 『再建日本の博物館対策』の博物館外部システム

種 類	配 置
帝国国立中央博物館	首府の存在する大都市
国立中央科学博物館 ←東京科学博物館	
国立中央美術館 ←皇室博物館、現代美術博物館〔東京都〕	
国立中央歴史博物館 ←国史館、皇室博物館及び各帝国大学その他に保存されてゐる日本文化史料及び考古学資料	
特殊博物館（軍事・衛生・通信・交通・演劇等）	帝都
地方博物館	府県庁の所在地等
科学産業博物館と歴史美術博物館〔2館／それぞれ独立〕	従来の六大都市級の相当規模の大きな中都市
科学・歴史及び美術に関する資料を一緒にした総合博物館〔1館〕	その他の中小都市
郷土博物館	町村及び小都市
学校博物館	大学・専門学校及びその他の学校

（『再建日本の博物館対策』、日本博物館協会、1945年、7-10頁に基づき作成。）

表5 「本邦博物館、動物園及び水族館施設に関する方針案」の博物館外部システム

種 類	配 置
中央科学博物館〔国営〕	
博物学博物館	東京、大阪
理工学博物館	東京、大阪
中央歴史博物館（考古学、文化史及び国史の総合博物館）〔国営〕	東京、京阪地方
中央美術博物館〔国営〕	
古美術博覧館（古い工芸品を分属）	東京又は奈良
近代美術博物館（新しい工芸品を分属）	東京
中央動物園（動物の繁殖場、動物病院、動物標本館、研究室、図書館、講堂を附設）〔国営〕	東京
中央植物園（植物標本館、植物学研究所、園芸講習所、植物相談所、種苗園、図書館、講堂を附設）〔国営〕	東京
中央水族館（水産研究室、魚類孵化場、図書館、講堂等を附設）〔国営、特設の1館〕	東京
地方博物館、地方動物園、地方植物園、地方水族館	中小都市
科学博物館（博物学、理工学、産業）と歴史美術博物館（歴史考古学・古美術・近代美術及び工芸）〔2館〕〔府県立又は市立〕	中都市（中央機関所在地を除く）
地方動物園、地方植物園、地方水族館〔府県又は市の管理下〕	
人文科学及び自然科学諸分科の総合博物館〔府県立又は市立〕	小都市
公立の動物園、植物園、水族館を設置することが出来る	
郷土博物館	各都市及び町村
特設するか又は地方博物館に附設する	都市
〔町村立又は学校組合立〕	町村（地方事務所々在地程度の都邑）
博物館、動物園、植物園、水族館	大学専門学校等
博物館、動物園、植物園、水族館〔財団及び私人〕	

（「本邦博物館、動物園及び水族館施設に関する方針案」『博物館研究』復興第1巻第1号、日本博物館協会、1946年、4-5頁に基づき作成。）

省みて、教育方法の根本的樹直しを断行するの時機に際し、我が学界教育界に要望しなければならぬ一事²⁴⁾』として、博物館を提案する。博物館外部システム論は、国立中央博物館、地方博物館、郷土博物館、学校博物館という構造になっている(表4参照)。言及の程度から中央博物館、地方博物館が基本であり、これに郷土博物館と学校博物館が付加されたことはあきらかである。中央博物館の構造は「配置案」と変わらないが、「配置案」では理論モデルの様相を呈していたのに比べ、現存の国立博物館を实体視するようになっている。地方博物館は、「配置案」の凝縮である。郷土博物館と学校博物館は、1932年の『郷土博物館』と1942年の『郷土博物館建設に関する調査』、1943年の『大学専門学校等に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱²⁵⁾』など、「配置案」以降の成果の導入と考えられる。

表6 日本博物館協会編『地方博物館建設の指針』の博物館外部システム

種 類	配 置
地方博物館	
科学博物館と歴史美術博物館〔2館〕 総合的博物館	名古屋神戸横浜／人口二三十万以上の中都市 中都市以下の県庁所在地／人口五六万乃至二十万程度までの小都市
郷土博物館	地方事務所々在り程度以上の小都市
専門博物館(種類は省略)	中都市以上
偉人記念博物館、観光地博物館	小都市や人口の更に少い小都邑
大衆向の地方博物館	社寺／主要なる温泉場、遊覧地、避暑避寒地
(日本博物館協会編『地方博物館建設の指針』、日本博物館協会、1947年、3-7頁に基づき作成。)	

表7 日本博物館協会編『観光外客と博物館並に同種施設の整備充実』の博物館外部システム

種 類	配 置
国立中央博物館	
国立博物館(上野公園)	東京
国立中央科学博物館(理工学)	
国立中央科学博物館(博物学)	
国立中央動植物園	
国立中央水族館	
日本古美術の国立中央博物館	奈良
国立の一大中央科学博物館(博物学及び理工学／産業方面資料の蒐集に重きをおく)	大阪
地方博物館	
科学博物館(科学・産業の資料)と美術博物館(美術・考古学・史学・民俗学等の資料)〔2館〕	名古屋・横浜・神戸／人口約二十万以上の大中都市
自然科学及び人文科学諸分科総合の、地方博物館〔各1館〕	人口数万ないし約二十万以下の小都市
郷土博物館〔1館〕	各府県の地方事務所所在地程度以上の各小都市
古社寺、家庭的博物館	
(日本博物館協会編『観光外客と博物館並に同種施設の整備充実』、日本博物館協会、1947年、6-10頁に基づき作成。)	

次は、日本博物館協会による「本邦博物館、動物園及び水族館施設に関する方針案²⁶⁾」である（表5参照）。「博物館並類似施設に関する法律案要綱」とともに、「かねて決定の事業計画に基づき²⁷⁾」おこなわれた調査研究の結果だが、「かねて決定の事業計画」の指示するところが定かでない。あるいは、先述の初年度事業計画までさかのぼるのだろうか。調査委員を決めて審議し、1946年9月9日、日本博物館協会から文部大臣に申達される展開からは、「配置案」の戦後版と言いうる。中央、地方ともに、動物園、植物園、水族館を定義するが、基本的な構造は「配置案」と齟齬しない。全12項のうち7項を中央、3項を地方、1項を郷土にあて、大学専門学校等と財団・私立とで1項とする。中央の定義を詳しくしたのは、中央による地方ほかへの指導を前提したことによるためかもしれない

表8 棚橋源太郎『博物館』の博物館外部システム

種類	配置
中央博物館	
国立古美術博物館	←国立博物館
国立中央自然科学博物館	
国立中央理工学博物館	←東京科学博物館
国立中央博物学博物館	←東京科学博物館
国立中央歴史博物館	東京、京都
現代美術博物館	東京
工芸博物館	
中央人類学博物館	東京
民俗園	東京の中心から余り遠くない交通の便利な高台で、東京湾を見おろして、ながめのよい所
海洋博物館	東京、瀬戸内海国立公園の適当な所（厳島・別府・高松など）
水族館	
国立農業博物館	
中央衛生博物館	東京、大阪〔各1館〕
地方博物館	
一種の総合的博物館	
歴史美術博物館〔1館〕	名古屋・横浜・神戸・福岡・岡山・仙台・金沢のような中都市
科学産業博物館〔1館〕	
郷土博物館	
	地方事務所や昔の郡役所が置かれてあったくらいの小都市
学校博物館	
大学専門学校博物館	
中等学校附属博物館（総合博物館）〔1館〕	（地方）博物館から四、五里以上も離れている学校
小学校附設の博物館（生徒専用）	
児童博物館、児童室	東京・大阪から長崎・金沢までぐらいいの大・中都市
農業博物館	大学の農学部や農林専門学校の所在地ぐらい
観光地博物館	
（中央博物館と重複）	東京や京阪地方
函館市立博物館、横浜市博物館、別府市博物館、市立長崎博物館	
公園博物館	
自然観察の細道、路傍博物館および観望所	国立公園、箱根公園博物館、富士山岳博物館、日光公園博物館

（棚橋源太郎『博物館』（社会科文庫）、三省堂、1949年、168-212頁に基づき作成。）

い。

1947年の『地方博物館建設の指針』は、「配置案」を踏襲して地方博物館のシステムを定義する(表6参照)。注意されるのは、観光地博物館ほか加わることである。『観光外客と博物館並に同種施設の整備充実』では、古社寺と家庭的博物館への言及があるほかは、中央—地方—郷土の構造を用いている(表7参照)。1949年、中学生の読者を対象にして刊行された棚橋源太郎の『博物館²⁸⁾』は、平易な文体に比して叙述に混乱があるためわかりにくい、基本となる中央—地方—郷土に加えて、学校、観光地、公園の博物館の必要を説く(表8参照)。

さて、1950年になると博物館法制定に向けた動きがあらわれてくる。この年の1月あるいは春頃に、棚橋源太郎は法の原案として「博物館動植物園法」を示し、全8章89条のうち2章26条分を外部システム論にあてた。ここにおいて、博物館事業促進会初年度の事業計画における2項「一、博物館令に関する件／二、本邦に建設すべき博物館の種類規模及其配置に関する案」が、戦後の「博物館並類似施設に関する法律案要綱」と「本邦博物館、動物園及び水族館施設に関する方針案」の2項を経て、はじめて一体化したのである。内容は、設置者別の分類によって従前の構造を再編している(表9参照)。

棚橋の『博物館学綱要²⁹⁾』は、中央—地方—郷土—観光地という構造を示した(表10参照)。同年11月の、博物館関係者による「博物館、動物園及び植物園法草案³⁰⁾」とその

表9 「博物館動植物園法」の博物館外部システム

種 類		配 置
国立博物館動植物園〔国〕		
歴史博物館、人類学博物館、古美術博物館、現代美術博物館、工芸博物館、博物学博物館、理工学博物館、中央動物園、中央植物園／必要に応じて、各種の専門的博物館動植物園		首都及び特に必要と認められる都市
中央博物館動植物園	歴史博物館、美術博物館、博物学博物館、理工学博物館〔各1館〕／動物園、植物園〔各1園〕(例外規定省略)	
都道府県立博物館動植物園〔都道府県〕		
歴史、美術、科学及び産業の諸部門を併せた、総合博物館〔1館〕		当該地方の中心的都市、または特に必要と認められる土地
歴史及び美術の博物館と、科学及び産業の博物館〔2館〕		東京都のほか、五大市及びこれに準ずる大都市をもつ道府県
国立博物館と種別を異にする博物館〔1館〕		国立博物館を地域内に設置する都道府県
必要に応じて、各種の博物館または動植物園		
中央博物館動植物園	〔各1園〕(例外規定省略)	
市町村立博物館動植物園〔市町村〕		
博物館動植物園		市及び人口一万以上の町村、並に町村組合／人口一万に達しない町村であっても、観光、遊覧、社寺参詣等のため、多数の観覧者が集まる土地
私立博物館動植物園〔法人及び私人〕		
博物館動植物園		

(「博物館動植物園法」『博物館問題研究会会報』No.4、博物館問題研究会設立準備委員会、1971年、34-37頁に基づき作成。)

表 10 棚橋源太郎『博物館学綱要』の博物館外部システム

種 類	配 置
(中央博物館)	
国立科学博物館	
博物学博物館〔1館〕	東京（国立科学博物館の分離拡張）、大阪
理工学博物館〔1館〕	東京（国立科学博物館の分離拡張）、大阪（応用科学の博物館として産業方面に重きをおく）
国立歴史博物館	東京、京都（恩賜京都博物館を拡大充実する）
国立美術博物館	
古美術博物館(古い工芸品を分属)[1館]	東京（国立博物館）、奈良（国立博物館分館を拡大充実）
近代美術博物館(新しい工芸品を分属)[1館]	東京
地方博物館	
科学博物館と歴史美術博物館〔2館〕	中央博物館の建設予定地以外の大都市及び中都市
人文自然諸科学の総合的博物館〔1館〕	小都市
特殊の博物館（上記2項を補足する）	特に必要と認められる都市（大小を問わない）
郷土博物館	
〔1館〕	(理想) 各町村
府県の大小により十館から二十館くらゐ	(実際) 府県の地方事務所や、旧郡役所の所在地程度以上の小都邑にその附近数ヶ町村を含む地域を対象に、共同的に利用出来るやう建設する
地方博物館の二三室を以てこれに充てる	中都市
相当大規模な独立の郷土博物館、謂はゆる都市博物館	大都市
観光地博物館	
歴史・科学・美術の国立博物館	主要観光都市（東京・大阪・京都・奈良）
人類学の中央博物館	東京／東京湾を眼下に見おろす高台
民俗園も附設	
公園博物館	大都市以外
山岳博物館	の全国主要
海洋博物館	観光地
温泉博物館	
開港史博物館など	
	日光・箱根・雲仙・阿蘇など
	富士の山麓、松本市など
	湘南の江ノ島、瀬戸内海の高松・玉野・厳島など
	別府市
	長崎市

(棚橋源太郎『博物館学綱要』、理想社、1950年、68-71頁に基づき作成。)

表 11 「博物館、動物園及び植物園法草案」ならびに修正案の博物館外部システム

種 類	配 置
国立博物館等	
国立美術博物館	東京都
国立奈良美術博物館	奈良市
国立近代美術館	東京都
国立科学博物館	東京都
国立自然教育園	東京都
(修正案の追加) 歴史博物館、古美術博物館、近代美術博物館、人類学博物館、博物学博物館、科学産業博物館、動物園及び植物園等	(修正案の追加) 首都及び特に必要と認められる都市
公立及び私立博物館	

(「〔A-三〕博物館、動物園及び植物園法草案(二五、一一、二二)」『社会教育法制研究資料』XIV、日本社会教育学会社会教育法制研究会、1972年、22-23頁、「〔A-四〕博物館、動物園及び植物園法草案 修正案」『社会教育法制研究資料』XIV、26頁に基づき作成。)

表12 棚橋源太郎『博物館教育』の博物館外部システム

種類	配置
地方的博物館	
公立中央博物館〔1館〕	各都道府県
科学産業博物館と歴史美術博物館〔2館〕	国立博物館の存在しない大都市
歴史美術及び科学を一緒にした総合博物館〔1館〕(例外規定省略)	その他の都道府県立博物館や、小中都市郡区町村立の博物館
公立の観光博物館	重要な観光地
私設の博物館美術館〔民間篤志の個人や団体〕	
大学博物館	各地の大学
国立の博物館	
古美術博物館・博物学博物館(生物学地学に関する各部門の外、農林・畜産・水産に関する各部門)・理工学博物館・近代美術博物館・工芸博物館・歴史博物館(文化人類学・考古学・文化史・民族学・日本民俗学等の部門/民俗園を附設)〔各1館〕	東京と京阪地方
国立の海洋学博物館(水族館を併置)〔1館〕	適当な土地

(棚橋源太郎『博物館教育』、創元社、1953年、38-39頁に基づいて作成。)

修正案³¹⁾は、大略同名で同じ系譜にあると思われる「博物館動植物園法」に比べると、外部システム論は簡素になっている(表11参照)。

1951年、文部省内での博物館法案作成では、外部システム論は不在となり、同年12月の制定法へといたる。1953年の棚橋の『博物館教育³²⁾』は、法制定後も外部システム論を継続させている。しかし、地方と国立の2項となり、中央と郷土の概念が後退あるいは欠失してゆく印象がある(表12参照)。

以上、博物館外部システム論は、1928年にはじまり、1951年の博物館法制定によって事実上終焉するのであった。

3. 博物館外部システム論の評価

博物館外部システム論の意義と特徴

博物館外部システム論の意義は、博物館を一定の構造のもとに置こうとした点にある。言い方を変えれば、一定の構造のもとにあるべきものとして、博物館を定義したということである。

特徴は、その構造の動的なことにあった。1928年以降、博物館外部システム論は部分改変がおこなわれている。まず、地方博物館と重複しながら郷土博物館が定義された。しかし、1930年代の郷土教育ブームが去り、さらに戦後になると次第に消えてゆく。

また先述のとおり、1947年の『地方博物館建設の指針』に観光地博物館が登場し、以後継続する。このときは偉人記念博物館とともに「小都市や人口の更に少い小都邑にも、これを建設してよい否寧ろその建設が望ましい特殊専門の博物館³³⁾」の一例だったが、やがて「人口一万に達しない町村であっても、観光、遊覧、社寺参詣等のため、多数の観覧者が集まる土地については」「博物館動植物園を設置経営することができる³⁴⁾」と言い、「なほまた博物館の種類配置は、単に国内民衆の啓発教育上への利用のみに止まらず、同時に観光事業の点からも考慮する必要がある³⁵⁾」として、独立した位置を占めてゆく。さらに

は、中央博物館や地方博物館の性格づけに観光のファクターが加わるようになり、その最たる成果が、同年後半の『観光外客と博物館並に同種施設の整備充実』であった。

変更がおこなわれただけではない。原則を固守する姿勢も動的に見せている。1930年、第24回全国図書館大会で、図書館に郷土博物館的施設を奨励する建議案が可決された際、「記者」の筆名で棚橋源太郎は、「図書館に博物館を附設することは本則でないから、変則的一時的施設として賛意を表す」、および「他日地方博物館なり、郷土博物館なりが出来るまでの過渡期に於ける便法としてこれを容認歓迎する³⁶⁾」と、複雑な態度で応じた。

さらに、昭和18年度文部省予算に大東亜博物館創設準備諸費が計上され、1942年11月新設の同省科学局がその事務を所管するようになってから、大東亜博物館と博物館外部システム論上の中央博物館とが、「性格、殊にその蒐集品の内容に於いて、自然両者間に若干重複の嫌ひなしとしない³⁷⁾」と、棚橋源太郎は問うている。そして、前者は「特殊の任務」、後者は「定まった使命」をもち、「相侵すところのあるべき筈はなく、寧ろ両者互に相協力補充して一層その効果を大にし、それぞれの特色を発揮せしめる利益があらう³⁸⁾」と調停するのである。結論は凡庸だが、これをあえて書きつけなければならない理由が、棚橋自身、あるいはその周辺にあったのではないだろうか。「一国の博物館には中央の各種博物館、地方博物館、郷土博物館等があるが、その体系の中樞をなすものは、中央博物館であらねばならない³⁹⁾」というのが、博物館外部システム論のこの時期の原則であった。これに照らすと大東亜博物館は、「特殊」すなわち変則であり、そのための調停だったと考えられる。

戦後のなかの博物館外部システム論

このように、1940年代以前の四半世紀弱にわたり、更新を重ねてきた博物館外部システム論だが、博物館法に盛りこまれることはなかった。この事態について伊藤寿朗は、「一方で博物館関係者の案は、博物館個有の理念を想定し、その実現のため法的拘束を求めがゆえに、設置名称にまでいたる強い規制と中央博物館のモデル化等による法それ自体の力による援助を強く望むが、他方、教育行政の中央集権化を否定され、しかも国民の自己教育活動をこそ主体とし、行政の任務をそのための環境醸成に自己限定され、個別博物館による自主的自治的活動による振興を建前とした社会教育法制下では法それ自体による振興など望むべくもない⁴⁰⁾」と書いている。社会教育法に対する評価の状況主義は措いても、博物館外部システム論が「法それ自体の力による援助を強く望む」中央集権的なものであったことは明白である。博物館令制定問題とともに「配置案」はあり続け、戦後の「博物館動植物園法」では法と配置案の一体化も果たしていた。棚橋源太郎が、「郷土博物館の建設に就ては、博物館令を以て取締るべきものだらう⁴¹⁾」と書いていたように、博物館は法で取り締まるべきものだったのである。

歴史、社会の求めるところに応じ、動的に更新してきた博物館外部システム論も、ついに当の歴史、社会の更新の大きさに応えきれずに死滅する。否、死滅することで最後の更新を果たしたと言えるかもしれない。そして、わが国の博物館の理論からも外部システム論は消滅してゆく。

1956年に発表された鶴田総一郎の博物館論は、博物館を〈機能〉と〈形態〉によって

分析し、機能を「できる過程（原因）」、形態を「成果（結果）⁴²⁾」として、機能が原因、形態が結果というラマルクの「用不用説」的な進化論で博物館を定義した。機能は、「収集」「整理保管」「研究」「教育普及」の要素において説明され、それら相互の関係性が強調された⁴³⁾。形態は、「① もの（博物館資料）／② 場所（常設公開のための土地と建物）／③ 働き（①、②を実際に動かす目的とそれらが活動している状態）⁴⁴⁾」を博物館の構成要素とした。こうした鶴田の博物館論は、博物館の内包を説くものであり、博物館の内部に向かうことになった。「博物館固有の課題と方法を、理念型としての内的機能の構造化として定立する⁴⁵⁾」ものと、伊藤寿朗が評価したとおりである。したがって、国都道府県市町村を横断しておこなわれる博物館の配置問題は、鶴田の博物館論の中心とはならなかった。もちろん鶴田も、博物館の個体論、集団論、その延長としての対行政論に言及することを忘れてはいない。しかし、それは決意表明にとどまり、のちに本人が認めるように、まったく不十分なものに終わってしまっていた。

伊藤寿朗はどうか。彼の共編著書『博物館概論⁴⁶⁾』では、小島弘義が大阪市の専門博物館群にネットワークを認め、また向坂鋼二による浜松市の博物館群をめぐるネットワークを紹介したが⁴⁷⁾、それにとどまった。伊藤自身も、システム論を論じてはいない。しかし、中央志向型博物館、地方志向型博物館、観光志向型博物館という彼の戦略的博物館分類⁴⁸⁾は、棚橋の戦後の外部システム論への応答が感じられる。これが首肯されるならば、次のように言う。棚橋においては「差異の博物館化」（歴史・社会の差異による博物館の政治・地理的デザイン、手段としての差異）であったそれが、伊藤においては「博物館の差異化」（個別博物館の志向性の差異による博物館相互の差異化＝業界内競争、目的としての差異）の記号に化したと。これもまた、戦後博物館の理論的内向性の一端と言えるだろう。

このように、博物館外部システム論の排除と、博物館内部システム論の独占が、戦後博物館の理論的風景であった。

4. 博物館外部システム論と 21 世紀

道州制と博物館外部システム論

2008 年 2 月、大阪府知事に就任した橋下徹は、4 月に『財政再建プログラム試案⁴⁹⁾』を発表した。その「公の施設の方向性」で、「廃止・他施設に集約化」するものとして弥生文化博物館を、「他施設との集約化」をするものとして近つ飛鳥博物館を、「市へ移管又は移転・集約化」するものとして泉北考古資料館を、「市との共同運営等による有効活用」するものとして狭山池博物館を掲げる⁵⁰⁾。この見直しは驚きをもって迎えられ、反対運動がおこなわれた。そののち、同年 6 月に出された『「大阪維新」プログラム（案）／財政再建プログラム（案）⁵¹⁾』は、弥生文化博物館と近つ飛鳥博物館を「地元関係自治体等との協働、連携強化」をするものとし、泉北考古資料館を「廃止・市へ移管」、狭山池博物館を「市との共同運営等による有効活用」をおこなうとしたのである⁵²⁾。

この見直しについて小林義孝は、「当初は、大阪府の財政問題を前提に橋下知事の文化や文化財についての無理解に起因したもの、と安易に考えていました。しかしその把握はまったく甘かったと思います」と省みたくうえて、「「道州制」への志向が大きく働いている

ようにみえます」とつなぎ、「関西州の「顔」になりえるものはさて置き、弥生文化博物館など中規模の博物館施設は基礎自治体に移管されるか、廃止か。もし道州制が実現したならばその方向しか、ありえないのではないかと思います⁵³⁾」と展望している。そして、鶴田総一郎の博物館論に照らし博物館の問題として見るとき、見直しに機能論のないことがあきらかである。

道州制の問題と博物館の問題は、次のように整序される。見直しは、府一州の機能の問題から来す、府一州の形態の問題である。したがって、府一州の形態の問題のもと、その反映として博物館の形態の問題—府立の廃止または市町村立への移管—があらわれているのであり、もとより博物館の機能は関係のないことに気づく。かくして見直しは、鶴田の博物館論における形態の3要素のメタ・レベル、すなわちメタ博物館的問題と行うことができる。

これは、博物館外部システム論である。博物館外部システム論とは、メタ・レベルから個々の博物館の配置を指示するものであった。かつてメタ・レベルに、棚橋源太郎が立ち、博物館事業促進会、日本博物館協会を介して文部省—博物館令が彼に重なっていた。そして大阪府の博物館見直しは、橋下徹が博物館のメタ・レベルに立ち、府立博物館4館の配置を指示するものであった。

戦後日本の博物館論は内向した。先に引用したように、状況的には「教育行政の中央集権化を否定され、しかも国民の自己教育活動をこそ主体とし、行政の任務をそのための環境醸成に自己限定され、個別博物館による自主的自治的活動による振興を建前とした社会教育法制下」の博物館法であり、これに依拠する所論であったことは幾度繰り返してもよい。内向性においてこそ発展しえた戦後博物館は、最大限に賞賛されなければならない。それを外部から揺るがしたのが、大阪府の博物館見直しであった。それが、「文化や文化財についての無理解」、すなわち後退のごとく見えたのも無理はない。博物館研究は、博物館法以降閑却された博物館外部システム論の復興として、この事態を見るのである。

府立4館の歴史的前提

博物館外部システム論は、中央集権的であった。大阪府の博物館見直し問題も中央集権的と言いうる。つまり、現在の日本を複数の小国に分かつかのごとき道州制の、初発に求められる道州内部の中央集権であり、その博物館的表現であった。1930年に棚橋源太郎は、「日本は勿論聯邦組織ではなく、統一のある完全な国家を成してある⁵⁴⁾」と書いて行論したが、道州制下の博物館外部システム論は、はじめてこれを離れて「聯邦組織」を前提することになる。博物館システムの大幅な変更は不可避だが、その前途は杳として知れない。歴史的に、大正期にはほぼすべての道府県に設けられ、地域産業の市場を国内外に拡大しようとした商品陳列所や物産陳列館などの経験が、道州立博物館の性格を暗示する。博物館システム的には、現行の国立（中央）博物館に準じてゆくであろうし、道州立にはならない博物館の選別が先行することも容易に想像できる。これはすでにはじまっている。

ところで、大阪府立の博物館等には、明治期の大阪博物場（のちの公立大阪博物場、府立大阪博物場）、公立大阪博物場に合併された府立教育博物館や勧工場、明治中期以降の大阪府立商品陳列所（のちの大阪府立貿易館）があった。これらは、該期国家の主要政策を反映した産業系博物館、教育系博物館であるが、産業系博物館が1920年の道府県市立

商品陳列所規程を契機に脱博物館化⁵⁵⁾して以降、棚橋源太郎が定義するところの普通博物館、専門博物館（歴史・科学・美術）を、大阪府は設けていない。もちろん、産業博物館として建設促進され⁵⁶⁾、1929年に開館した大阪工業奨励館を忘れてはいないが、寡聞にして設立以降博物館としてあつかわれたことを知らないのである。

この事態を「配置案」に照らすとき、中央博物館を設けるべき大都市大阪をかかえていること、その大阪市が早くから専門博物館を充実させていたことなどに、「科学、美術及歴史ノ資料ヲ包括セル普通博物館」たる府立博物館を困難にさせる条件があったのかもしれない。さらに、「配置案」ほかの博物館外部システム論自体にも、国立中央博物館や市町村立地方博物館に比べ、道府県立地方博物館の定義、存在を希薄にするものがあつたことは否めない。

これが、府立4館の歴史的前提である。そしてそれらは、6月案において、いずれも府立であり続けることが前提されていない。つまり、州立博物館に昇格することは約されていないのである。博物館に関する大阪府政の史的空洞こそが、府立4館宙づりの理由のように思える。

博物館外部システム論の復興は、棚橋にならい「学芸員の養成に就ては、博物館法を以て取締るべきものだらう」と言いうる2009年の博物館状況⁵⁷⁾とも大いに通じている。しかし一方で現在は、「大阪ミュージアム構想⁵⁸⁾」の「大阪ミュージアム学芸員」をはじめ各地の博物館での市民学芸員のような、かつて文部省に嫌がられた⁵⁹⁾学芸員のサブカルチャー化の進む時代でもある。無論、博物館の現実と歴史は、博物館を統制したりシステム化することの虚構性を示唆し続ける。この示唆は、関西州立泉北考古資料館、関西州立弥生文化博物館、関西州立近つ飛鳥博物館、関西州立狭山池博物館であっても何ら問題ないことを告げるだろう。であるならば、それに応じる、大阪府に未発の博物館外部システム論を、虚構としてのみ構築することは、試みられてよいはずである。

博物館外部システム論は、博物館—反博物館を生き、ふたたび博物館を生かされようとしている。一度目は悲劇だった。二度目は茶番となるであろうか。

注

- 1) 本稿は、2009年3月20日に大阪の文化財と博物館を考える会の主催で開催された「大阪の文化財と博物館を考える集い・IV／市民はどのような博物館を求めているのか」でおこなった報告「博物館はどのような存在であったのか—博物館史の立場から—」をもとに起稿したものである。文中の引用は、旧字体から新字体への改変、新聞記事のルビの削除にとどめ、かなづかい、拗促音、句読点、地名、誤脱字などは原文のままとした。年号表記はすべて西暦年でおこない、人名の敬称は省略した。地名は基本的に当時のものを用いた。人名の旧字体、新字体は統一していない。これに準じて、文末の表は原文を使用するようにつとめたが、徹底してはいない。種類と配置に関する情報のみ抽出したほか、博物館設置について「すべき」とする義務の場合と「できる」とする可能の場合があるが区別しなかった。表中の〔 〕は館園の数と設置・経営主体の表示に用い、()は注記に用いた。
- 2) 「博物館施設に関する建議」『博物館研究』第1巻第4号、博物館事業促進会、1928年、1-2頁。
- 3) 「会務報告」『博物館研究』第1巻第1号、博物館事業促進会、1928年、14頁。
- 4) 同論文、14-15頁。
- 5) 「会務報告」『博物館研究』第1巻第3号、博物館事業促進会、1928年、15頁。
- 6) 「博物館施設に関する建議」、1頁。
- 7) 同論文、2頁。
- 8) 「棚橋源太郎先生主要著作目録（単行本）」『Mouseion』5、立教大学博物館学講座、1960年、ii頁、「幻しの棚橋法案全文収録／博物館法制定20周年記念」『博物館問題研究会会報』No.4、博物館問

- 題研究会設立準備委員会、1971年、29頁。
- 9) 日本博物館協会編『郷土博物館建設に関する調査』、日本博物館協会、1942年。
 - 10) 『再建日本の博物館対策』、日本博物館協会、1945年。
 - 11) 日本博物館協会編『地方博物館建設の指針』、日本博物館協会、1947年。
 - 12) 同編『観光外客と博物館並に同種施設の整備充実』、日本博物館協会、1947年。
 - 13) 「博物館動植物園法」『博物館問題研究会会報』No.4、29-43頁。
 - 14) 棚橋源太郎『眼に訴へる教育機関』、宝文館、1930年。
 - 15) 同書、32頁。
 - 16) 同書、35頁。
 - 17) 同書、40頁。
 - 18) 同『郷土博物館』、刀江書院、1932年。
 - 19) 同書、(序)1頁。
 - 20) 同『眼に訴へる教育機関』、34頁。
 - 21) 同『郷土博物館』、155頁。
 - 22) 同書、159頁。
 - 23) 同書、(序)2頁。
 - 24) 『再建日本の博物館対策』、1頁。
 - 25) 日本博物館協会編『大学専門学校等に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』、日本博物館協会、1943年。
 - 26) 「本邦博物館、動物園及び水族館施設に関する方針案」『博物館研究』復興第1巻第1号、日本博物館協会、1946年、4-5頁。
 - 27) 「本会調査会」『博物館研究』復興第1巻第1号、4頁。
 - 28) 棚橋源太郎『博物館』(社会科文庫)、三省堂、1949年。
 - 29) 同『博物館学綱要』、理想社、1950年。
 - 30) 「〔A-三〕博物館、動物園及び植物園法草案(二五、一一、二二)」『社会教育法制研究資料』XIV、日本社会教育学会社会教育法制研究会、1972年、21-24頁。
 - 31) 「〔A-四〕博物館、動物園及び植物園法草案修正案」『社会教育法制研究資料』XIV、25-27頁。
 - 32) 棚橋源太郎『博物館教育』、創元社、1953年。
 - 33) 日本博物館協会編『地方博物館建設の指針』、6頁。
 - 34) 「博物館動植物園法」、36-37頁。
 - 35) 棚橋源太郎『博物館学綱要』、理想社、1950年、68頁。
 - 36) 記者「日本図書館協会の建議に対する吾人の態度」『博物館研究』第3巻第9号、博物館事業促進会、1930年、2頁。
 - 37) 棚橋源太郎「近く建設されるべき大東亜博物館の性格」『博物館研究』第16巻第8号、日本博物館協会、1943年、3頁。
 - 38) 同論文、3頁。
 - 39) 同論文、2頁。
 - 40) 伊藤寿朗「博物館法の成立とその時代—博物館法成立過程の研究—」『博物館学雑誌』第1巻第1号、全日本博物館学会、1975年、38頁。
 - 41) 棚橋源太郎『郷土博物館』、183頁。
 - 42) 鶴田総一郎「博物館学総論」日本博物館協会編『博物館学入門』、理想社、1956年、22頁。
 - 43) 同論文、22-41頁。
 - 44) 同論文、21頁。
 - 45) 伊藤寿朗「日本博物館発達史」伊藤寿朗・森田恒之編『博物館概論』、学苑社、1978年、169頁。
 - 46) 伊藤寿朗・森田恒之編、前掲書、1978年。
 - 47) 小島弘義「博物館の建築」伊藤寿朗・森田恒之編、前掲書、398頁。
 - 48) 伊藤寿朗「博物館の概念」伊藤寿朗・森田恒之編、前掲書、11頁。
 - 49) 大阪府改革プロジェクトチーム『財政再建プログラム試案』、2008年4月。
 - 50) 同書、58頁。
 - 51) 同『「大阪維新」プログラム(案)／財政再建プログラム(案)』、大阪府、2008年6月。
 - 52) 同書、財74頁。
 - 53) 小林義孝「弥生文化博物館を守れ!—大阪府の博物館と文化財の現状、そして—」『みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい 教育研究全国集会2009(レポート集)』、みんなで21世紀の未来

- をひらく教育のつどい 教育研究全国集会 2009 実行委員会、2009 年、404 頁。
- 54) 棚橋源太郎『眼に訴へる教育機関』、43 頁。
 - 55) 犬塚康博「屹立する異貌の博物館」『学芸総合誌 環』Vol.10、藤原書店、2002 年、228-229 頁。
 - 56) 「大阪産業博物館建設促進運動」『博物館研究』第 1 巻第 6 号、博物館事業促進会、1928 年、10 頁。
 - 57) これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議（榎本徹・小林真理・佐々木亨・佐々木秀彦・菅原教夫・鷹野光行・高安礼士・中川志郎・名見耶明・水嶋英治）『学芸員養成の充実方策について／「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第 2 次報告書／（報告）』、生涯学習政策局社会教育課、2009 年、「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（文部科学省令第二十二号）『官報』号外第 93 号、2009 年 4 月 30 日、6-11 頁。
 - 58) 大阪府「大阪ミュージアム構想」<http://www.osaka-museum.jp/index.php>（2009 年 5 月 19 日）。
 - 59) 広瀬鎮氏のご教示による。